		青　梅	—	—	—	—	—	—	—	—	260	550
	日　の　出	—	—	—	—	30	240	290	450	400	410	550
あきる野	—	—	—	—	30	290	450	500	600	580	580	580
八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子ジャンクション	—	—	—	390	1,160	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
高　尾　山	—	—	—	390	1,160	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
相　模　原	—	—	—	600	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
相模原愛川	—	—	110	630	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
圏央厚木	250	400	400	630	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
海　老　名	830	830	830	830	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420

㈱　上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（２会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

平成26年４月１日から平成28年３月31日まで

⑨　首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ　割引をする自動車

㈠から㈢に掲げる各インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。ただし、東北自動車道の加須インターチェンジ、関越自動車道の東松山インターチェンジ、常磐自動車道の土浦北インターチェンジ、東関東自動車道の佐原香取インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジ又は高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジを通行する場合を除く。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

㈠　ニに定めるＡインターチェンジとＢインターチェンジ及びＥインターチェンジ相互間

㈡　ニに定めるＢインターチェンジとＣインターチェンジ相互間

㈢　ニに定めるＢインターチェンジとＤインターチェンジ相互間

ロ　割引額

割引額は150円（イ㈡に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成28年３月31日までとする。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、関越自動車道の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Ｂインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の日の出インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から千葉県香取郡神崎町まで）のつくば中央インターチェンジから神崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Ｃインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Ｄインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジ及び高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Ｅインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジ及び中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑩　一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ　割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車　種	割　引　額
軽自動車等	930
普　通　車	1,120
中　型　車	1,320
大　型　車	1,750
特　大　車	2,810

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成27年３月31日までとする。